平成２２年（フ）第１７８９７号
東京都葛飾区東立石４丁目２―15―206
債務者　藤原　一隆
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０１号
東京都八王子市寺田町101　アネックスめじろ台Ｄ―201
債務者　金子由美子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０７号
埼玉県蕨市南町４丁目24―16―103
債務者　平野　真英
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０８号
東京都世田谷区北沢４丁目30―４―３
債務者　西村　康弘
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０９号
神奈川県横浜市港北区菊名６丁目30―21―301
債務者　長島　早苗
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９１４号
東京都江戸川区東小岩３丁目２―７―303
債務者　三宅真理子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９１７号
東京都大田区大森北４丁目14―６―201
債務者　三木　裕美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９１８号
東京都練馬区小竹町２丁目52―２―103
債務者　目黒　　仲
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９１９号
東京都葛飾区青戸１丁目19―５―302　後藤方
債務者　中島　順子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２０号
東京都国立市西２丁目23―10―102
債務者　星　　克利
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２１号
埼玉県蕨市南町２丁目10―６
債務者　菊地　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２２号
東京都中野区野方２丁目８―10―105
債務者　関根　清男
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２３号
東京都荒川区荒川７丁目８―３―605
債務者　浅香　奈々
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２８号
千葉県四街道市下志津新田2526―38
債務者　早川　千春（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９３０号
神奈川県横浜市戸塚区吉田町1163―１―242
債務者　三河　　宏
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９３１号
神奈川県茅ヶ崎市本村３丁目６―３―Ｄ
債務者　内山しのぶ
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部